

移住支援金申請の際に必要な書類(チェックリスト)

※移住（就業）後3か月以上かつ1年以内に提出することが必要です。

共通 (全員が提出必要です)		<input type="checkbox"/> 写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）	
		<input type="checkbox"/> 移住支援金交付申請書【別記様式第1号】（就職：就業後3か月以上転入後1年以内、起業：補助交付決定および転入後1年以内、テレワーク移住：転入後3か月以上かつ1年以内）	
		<input type="checkbox"/> 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地・在住期間を確認します）	
		<input type="checkbox"/> 今治市の住民票（今治市への転入日を確認します）	
		<input type="checkbox"/> 誓約事項【様式1別紙1】（記入箇所はありませんが、内容の確認をしてもらうものです）	
		<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱い【様式1別紙2】（記入箇所はありませんが、内容の確認をしてもらうものです）	
		<input type="checkbox"/> 請求書【今治市様式】（移住支援金を口座振込する際に必要となります）	
		<input type="checkbox"/> 移住支援金の振込先の預金通帳またはキャッシュカードの写し（振込の際に必要な口座番号等の情報が確認できること）	
		東京圏のうち23区外在住者で23区内への通勤等をされていた方 (移住元)	23区内への通勤者
	<input type="checkbox"/> 離職票等（雇用保険の被保険者であったことを確認します）		
23区内へ通勤していた法人経営者または、個人事業主	<input type="checkbox"/> 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認します） (税務署：個人事業の開業届書、都道府県等：事業開始等申告書)		左記の取得が困難な場合、業務委託契約書や在勤地の不動産に係る賃貸借契約書等の合理的な説明がある場合は可能となる場合があります
	<input type="checkbox"/> 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認します） (国税：税務署、都道府県税：都道府県、市区町村税：市区町村で発行)		
	<input type="checkbox"/> 就業証明書や業務委託契約書等により、合理的な確認ができる場合は、テレワーク移住申請の対象となる可能性があります		
23区内の大学等へ進学し、23区内の企業等へ就職	<input type="checkbox"/> 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）（通学期間も対象期間とみなします）		
	<input type="checkbox"/> 東京23区で勤務していた企業等の在勤証明書（在勤地、在勤期間、雇用保険被保険者であったことを確認します）		
	<input type="checkbox"/> 離職票等（雇用保険の被保険者であったことを確認します）		
世帯申請		<input type="checkbox"/> 直近の移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）	
		<input type="checkbox"/> 今治市の住民票（申請者を含む2人以上の世帯員の在住地を確認できる書類）	
就業に関する要件	就職	<input type="checkbox"/> 就職先法人等の就業証明書（三親等以内の親族が役員ではなく、雇用保険被保険者であること）【別記様式第2号（その1）】	
	起業	<input type="checkbox"/> 愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金の交付決定通知書の写し	
	テレワーク移住	<input type="checkbox"/> 在籍中の法人等の就業証明書（雇用保険の被保険者、移住の意思、テレワーク交付金を受けていないこと）【別記様式第2号（その2）】	
	関係人口	<input type="checkbox"/> 移住フェアへの参加及び農林水産業の体験プログラム等に参加経験がある	

東京圏の条件不利地域 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町、千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、神奈川県：山北町、真鶴町、清川村)